

原油価格・物価高騰  
の影響による

令和  
6年度

# 緊急! 対策融資

緊急経営資金  
融資限度額

申込・申請期限(期間延長)

令和7年3月31日  
まで

2000万円

## ■ 利子補給

1年目

**全額**補助(上限3%) ※1

2年目以降5年目まで

貸付利率の2/3(上限1.6%)

※1 貸付利率が3%を下回る場合は貸付利率と同率

## ■ 信用保証料

**全額**補助 ※2

※2 借換資金の場合、信用保証料補助はありません



本融資ご利用にあたっての詳細は、裏面または区ホームページでご確認ください。



### 融資あつせん申込窓口・問い合わせ先

産業経済部 企業経営支援課 相談・融資係

〒120-8510

足立区中央本町一丁目17番1号 南館4階

Tel 03-3880-5486

Fax 03-3880-5605

E-mail kigyo-shien@city.adachi.tokyo.jp

年末年始を除く平日

※原則予約不要



東武スカイツリーライン 梅島駅から徒歩12分  
北千住駅から都営バス北47系統乗車  
「足立区役所」または「足立区役所前」下車徒歩1分

## 対象事業者

以下の要件を全て満たす中小企業者

- 1年以上継続して事業を営む中小企業者であること
- 申請時に足立区内に1年以上継続して住所(法人は本店または支店登記)を有すること
- 保証協会の保証対象業種を営み、営業に関し必要な許認可を受けていること
- 区民税(法人住民税)その他税金の未申告・滞納がないこと
- 原油価格・物価高騰により影響を受ける又は受ける恐れのある事業所で、以下いずれかの条件を満たすこと
  - 最近1か月の**売上高**が、前年同月<sup>\*</sup>の売上高と比較して3%以上減少していること
  - 最近1か月の**売上総利益率**が、前年同月<sup>\*</sup>、直近決算のいずれかの売上総利益率と比較して3%以上減少していること、又は直近決算の**売上総利益率**が、直近決算前期(もしくは前々期)の売上総利益率と比較して3%以上減少していること
  - 最近1か月の**売上高営業利益率**が、前年同月<sup>\*</sup>、直近決算のいずれかの売上高営業利益率と比較して3%以上減少していること、又は直近決算の**売上高営業利益率**が、直近決算前期(もしくは前々期)の売上高営業利益率と比較して3%以上減少していること
- エ セーフティネット5号を取得していること

※前年同月比較を原則とするが、原油価格・物価高騰の影響が長く続いていることを考慮し、令和3年2月以降の同月比較も可とする。

## 資金種別

運転資金・借換資金 ※借換資金の場合、令和4年7月31日以前の緊急経営資金(借換)について1回に限り再借換が可能。但し、元金の据置き不可、元金を6回以上返済している融資であること等の諸条件あり。

## 必要書類

個人の場合	法人の場合
<ol style="list-style-type: none"><li>足立区中小企業融資申込書(要実印)</li><li>区民税を納付したことが確認できるもの 当該年度における納期到来分の区民税領収書、引落口座の通帳原本、納税証明書原本のうちいずれか一つ(区民税非課税の方は課税証明書原本)</li><li>直近の確定申告書の控(税務署受付印のあるもの、又は電子申告の場合は「受信通知」「メール詳細」)</li><li>住民票原本(最近3か月以内に発行されたもので本籍およびマイナンバーの記載がないもの)</li><li>次のいずれかの書類<ol style="list-style-type: none"><li>売上高申告書(月別試算表・決算書等、売上減少が分かる書類を添付)</li><li>利益率申告書(月別試算表・決算書等、売上総利益率又は売上高営業利益率の減少が分かる書類を添付)</li><li>セーフティネット5号認定書</li></ol></li><li>委任状(金融機関が代理で申し込む場合)</li></ol>	<ol style="list-style-type: none"><li>足立区中小企業融資申込書(要実印)</li><li>直近の確定申告分の法人住民税納税証明書 予定納税分含め、納付全額が確認できる場合は領収書でも可</li><li>直近の確定申告書の控(税務署受付印のあるもの、又は電子申告の場合は「受信通知」「メール詳細」)</li><li>履歴事項全部証明書原本(最近3か月以内に発行されたもの)</li><li>次のいずれかの書類<ol style="list-style-type: none"><li>売上高申告書(月別試算表・決算書等、売上減少が分かる書類を添付)</li><li>利益率申告書(月別試算表・決算書等、売上総利益率又は売上高営業利益率の減少が分かる書類を添付)</li><li>セーフティネット5号認定書</li></ol></li><li>委任状(金融機関が代理で申し込む場合)</li></ol>

## 手続きの流れ



- 1 融資を申し込む金融機関を決めて、区の窓口へ
- 2 区が金融機関への融資あっせん紹介書を発行
- 3 区の融資あっせん紹介書と申込書を金融機関に提出し融資申し込み
- 4 信用保証協会が経営状況などを審査し、保証の可否などを決定
- 5 融資の実行 ※申込者が支払うべき信用保証料は融資額から控除
- 6 金融機関が申込者の委任を受け補助金を区に請求・区が申込者口座へ補助金を交付